

生活困窮者自立支援制度 ニュースレター



生活困窮者自立支援制度全国担当者会議



暮らし相談支援センターとばのみなさん

本号の内容

- 1 巻頭言
- 2 自治体通信 三重県鳥羽市
- 3 れぽーと（特別版）
木田鳥羽市長のお話 ほか
- 4 無利子奨学金の制度拡充に伴う生活
福祉資金の取り扱いについて
- 5 本号で紹介した資料等について

9月16日に生活困窮者自立支援制度全国担当者会議を開催しました。この会議では、

- ・生活困窮者自立支援制度の取組状況
- ・平成29年度概算要求等
- ・労働行政における関係制度の見直し等
- ・自治体における取組

について当室から説明を行うとともに、自治体発表として、「学習支援事業の取組」について三重県桑名市、東京都八王子市から報告していただきました。

これらの説明・報告は、生活困窮者自立支援制度が施行2年目に入り、相談やプランの作成、

任意事業の実施や地域資源との連携などが着実に広がっている中、より一層支援の輪を広げ、支援内容を充実に資することを目的としています。

会議の内容をよく理解し積極的な事業実施について引き続き検討していただくとともに、事業を委託している場合には、委託先とともに支援内容の充実を図っていただくようお願いします。

今号では生活困窮者自立支援制度による支援を地域の経済・産業界も巻き込み、地域づくりと一体化して広げていこうとしている三重県鳥羽市より、木田市長に取材に伺ったほか、取組の報告をいただいています。



自治体短信

このコーナーでは、自治体の取組など自治体の「いま」をお伝えします。



三重県鳥羽市の「いま」 ～その先の連携へ～

三重県鳥羽市健康福祉課生活支援係長 齋藤 猛

1 鳥羽市の概況

「海女と真珠のふるさと」鳥羽市は、三重県の南東部にある志摩半島の北半分を市域とし、隣接する伊勢市、志摩市などとともに伊勢志摩国立公園内に位置します。人口2万人、面積108㎢で古くから点在する島々や入り江により天然の良港として知られ、東と西を結ぶ海上交通の要衝となってきました。

主な産業は、観光業と水産業で、4つの有人離島やリアス式海岸が織りなす景観や豊富な海産物に国内外から多くのお客様に訪れていただいています。平成26年の観光客数は442万人、宿泊者数は186万人で、185軒の大小さまざまな宿泊施設が、伊勢志摩観光の宿泊滞在拠点としての役割を担っており、御木本幸吉が最初に真珠養殖をはじめた「ミキモト真珠島」や、世界でも有数の展示生物数を誇る「鳥羽水族館」は、国内外のお客様にも注目される施設となっています。



さらに、海女漁も盛んで、日本にいる約2000人の海女のうち、約600人の海女が鳥羽で活躍しています。海女漁は、万葉集に詠まれるなど歴史が古く、昔から受け継がれてきた技法や工夫に文化的価値があり、国連教育科学文化機関(ユネスコ)の無形文化遺産への登録を目指しているところです。

2 生活困窮者自立支援制度の実施体制

本市では健康福祉課が生活困窮者自立支援制度（以下「困窮制度」）を所管し、自立相談支援事業、家計相談支援事業、就労準備支援事業は鳥羽市社会福祉協議会に委託し、住居確保給付金の窓口業務は市直営で実施しています。社会福祉協議会では主任相談支援員1名、家計相談支援員1名、就労準備支援員1名の計3

名の体制で業務にあたっています。また、無料職業紹介事業も実施しています。

3 市役所内の庁内連携

本市では自立相談支援窓口が庁舎外にあるため、健康福祉課が中心となり、税金、介護保険、市営住宅、水道、さらには、雇用、教育、子育てなどの庁内関係部署が連携できるように心がけています。一例として、各部署において、生活困窮者の早期発見や自立支援を促すため、各担当部署において「何ができるか」を一覧表（下図参照）にし、情報共有を図っています。この一覧表は、庁内の円滑な連携とさらなる支援アイデアの構築の強力なツールとなっています。

関係部署早期把握表（抜粋）

生活困窮者自立支援に関する庁内組織対応表

関連部署早期把握（生活困窮者を早く見つけ、相談窓口につなげる）

No.	担当課	係	内容	ルール	備考
1	健康福祉課	高齢障害係	窓口案内	アセスメント項目として、生活困窮（お金の相談等）に関することを聞くことをルール化し、困っているという判断をした場合	当係の窓口では、障害に関する相談が多数を占めるため、結果としては、障害担当部署が支援に関わっていくケースが殆どと想定されます
2	健康福祉課	介護保険係	窓口案内	①滞納者との話のなかで生活困窮の訴えがあった場合は、相談窓口を案内する。また、滞納者がなくても担当者が生活困窮状態にあると判断した場合も同様とする。 ②介護サービス事業者のケアマネージャーが生活困窮状態にあると判断した場合は、相談窓口を案内してもらう。	
3	健康福祉課	地域包括支援センター	窓口案内 同行訪問	訪問時の本人や家族の身体状況、自宅の様子、会話の中から担当者が判断した場合。 （会話から同居家族が就労しておらず高齢者の年金で生活していることを知る場合や、いつも同居家族が自宅にいる状況を見たとき等）	

関連部署自立支援表（生活困窮者の自立に向けた支援内容）

No.	担当課	係	内容	ルール	備考
6	建設課	管理係	市営住宅の提供をする	民間アパートで家賃等が払えない状況に陥ったときに、市営住宅の入居案内をする。入居の審査について、市営住宅の家賃を払っている状態であり、連帯保証人がつけられること。	
8	税務課		納税を猶予（納期限から1年以内の期間、最長2年）することができる。（軽自動車税を除く） 市税を減免することができる。（軽自動車税を除く）	地方税法または市税条例の納税猶予または市税免除の要件を満たしたとき	地方税法第15条の3（徴収猶予の取消）に該当するときは、納税の猶予を取消します。
9	市民課	保険年金係	保険料の免除・猶予についての申請のほか、保険料納付相談があった際に制度に関する部署への相談を促す。	伊勢年金事務所および後期広域連合との情報連携が必要になると考える。情報提供方法について今後双方の協議が必要となる。また保険料滞納となった事案の情報提供についての双方の協議が必要となる。	年金法の要件を満たす場合
11	水道課	管理係	水道課では、水道料金については生活保護者の方に対してもお支払して頂いている状況であり、特に減免規定を定める予定もありませんが、一般の方も含めて分納誓約・納付誓約を提出する事である程度の納付猶予を定める事は可能です。	分納誓約・納付誓約を提出いただきます。何か月猶予する等の具体的案件については、対象者毎の状況に応じて折衝したうえで内容決定を行います。	

4 支援調整会議

本市では、1 か月に 1 回の定期支援調整会議と緊急時の臨時支援調整会議の組み合わせにより、速やかなプラン作成に繋がっています。関係機関からの参加も円滑に行われておりますが、会議開始当初から、ある程度決まったメンバーでの会議が継続的に行われているため、情報収集、助言、支援方法など、さらに充実した支援調整会議を行うための変化が必要と感じます。

平成 27 年度の支援実績は、人口 10 万人・1 か月当たり新規相談 20.3 件、プラン作成率 39%となっております。

5 地域ネットワークの構築

生活困窮者の早期発見に向けた取組においては、あらゆる公共施設、介護サービス事業所のみならず、観光事業所から不動産事業者など、様々な業界、事業所に協力をいただき、自立相談支援機関につないでいただいています。また自立相談支援事業による就労支援や就労準備支援事業を行うための社会資源開拓として、商工会議所、観光協会、旅館組合、漁業協同組合などの協力のもと登録事業所を増強しているところであり、観光と漁業という本市の主要産業を生かした就労支援を展開しております。

- ・就労体験受入登録企業数 9 カ所（広告業、宿泊施設、清掃）
- ・無料職業紹介事業登録企業数 4 カ所

6 就労支援

Cさんは20年ほど社会とのつながりがなく、外出もほとんどせず自宅で過ごしていました。自立相談支援窓口の広報を見て、就労したいとのことで来所されたことをきっかけに、支援が始まりました。支援当初は、起床後に相談機関に電話を入れることから始め、日常生活の自立を図りました。次に社会参加として、着ぐるみを着てのボランティア活動や、障害者作業所での作業の一部を行うことにより、自宅から出て社会とのつながりを作っていけるように支援を進めました。就労体験では、旅館の客室清掃に参加しました。ご本人のペースに合わせたプログラムによる支援を行った結果、就労体験の期間終了時には週2回の参加が可能になりました。ご本人が当該事業所での就労を希望されたため、事業所側とも調整し、週2日での就労を行うことになりました。現在も就労日数の増加や、生活基

盤の安定に向けた長期的な支援を継続して行っています。

7 今後の課題

現在、本市では困窮状態にあると思われる世帯などを中心に、アウトリーチを行い、支援につなげています。アウトリーチ活動を通して、現状では困窮世帯ではないが、近い将来、働けなくなること、生活困窮に陥ることが予想できる世帯が数多くいることがわかりました。そのような世帯を早期に把握し、相談につなげることにより、困窮に陥らずにすむ世帯があるかもしれません。困窮制度では、困窮世帯を支援することだけでなく、困窮状態に陥ることを未然に防ぐことも目的としており、今までとは違ったアウトリーチの必要性が高まってきていると感じております。地域にあったアウトリーチの形を模索していくことが求められていると思います。

8 終わりに

本市が行う様々な施策が、生活困窮者の抱える課題の解決に波及することが多々あります。また困窮制度を活用し支援していくことが、他の施策、市や地域が抱える課題の解決にも影響を及ぼすことが少なからずあります。このように、行政が行う施策は一つの目的だけに収まらず、多岐にわたる影響についても考慮する必要があります。地域の抱える課題は、一部署の範疇を超えた複雑な課題が絡み合う場合が増えてきています。

困窮制度を通じて構築された庁内組織や支援調整会議、地域ネットワークは、生活困窮者の施策だけでなく、様々な場面で、地域の課題や未来への展望を切り開くためにフル活用することで、真の地域づくりへ向かっていけるのではないかと考えています。

【特別版】三重県鳥羽市

既に周知している「自治体好取組集」でも紹介している三重県鳥羽市の取組について、現地を訪ね、関係者の皆さんのお話を伺いました。地域を支えるそれぞれの立場からみた生活困窮者自立支援制度についてご紹介したいと思います。

【その1】 木田久主一 鳥羽市長のお話

○なぜ、生活困窮者自立支援制度に積極的に取り組もうとしたのか

本市は、生活保護の保護率が4.9%と県平均や周辺自治体と比べて、低くなっています。ただ、市民の所得が比較的高いわけでもなく、裕福な市というわけでもありません。これは、有人離島を代表として地域の結びつきが強く、地域の人々が支えあいながら生活しているため、所得が少なくても生活が維持できるという背景があるためだと思います。一方、地域との結びつきが強いことは、生活保護の相談に対する大きな心理的障壁にもつながります。本制度は、様々な問題を抱える方にとって非常に有効な制度であり、生活困窮を切り口にした地域づくりの施策だととらえております。将来、他部署や他機関を巻き込んだ、地域づくりを図る突破口として、本制度を最大限に活用したいと考えました。

○取り組んでみての感想

社会福祉協議会の努力もあり、市としては順調な滑り出しができたと考えています。相談状況からも、本制度は本市にフィットしていると感じます。ただ、観光地ならではの課題も見えてきました。市外から単身で移住され宿泊施設等で働かれる方には、比較的地域との結びつきが薄い人が多く、退職後に生活困窮状態に陥り、生活保護受給となるケースが急増しています。過去5年間の生活保護開始された方の中で、このようなケースの割合は20%程度でしたが、直近1年間では約50%となっています。

○今後の鳥羽市のまち・地域づくりと困窮者制度について

本制度は生活困窮に陥った方への制度であるだけでなく、生活困窮に陥らない社会や地域を作るためにさら

なる活用をしていきたいと考えています。例えば、地元産業の魅力を地元に向けた発信、地元企業の雇用環境の改善やキャリアアップの提示、就職のマッチング機能の強化、教育現場との協力など。これらはすべて本制度における支援策と共通したものがあると考えます。単に困窮者を助けようと言ってもなかなか身近には感じる事ができない。地域や企業の問題解決のツールとしてとらえてもらえれば、この制度への理解が広まり、身近な問題としてとらえる機運が高まるのではないかと考えています。困窮課題の解決は、定住人口、地元雇用、地域の魅力、地域の力の底上げにつながるものと考えます。

○制度に取り組んでいる全国の自治体に一言

生活困窮者自立支援制度の取組は、地域間競争ではなく地域協力によりさらなるシナジーを生むものだと考えます。近隣や遠隔など形態は地域の実情によりますが地域同士の協力を皆さんと共に進めていきたいと思っています。



木田市長(右から3人目)と観光課、農水商工課、企画財政課、教育委員会事務局、健康福祉課のみなさん

【その2】 鳥羽市生活困窮者自立支援事業市民向け講演会《「くらし・おかね・ふくし」を考える》より

10月14日、鳥羽市社会福祉協議会が主催し、市民への生活困窮者自立支援事業の周知を目的とした講演会が開催されました。講演会はフィナンシャルプランナーによる講演会と生活困窮者自立支援事業の活用に関するシンポジウムの2部構成で開催されました。地元観光協会、民生委員、社会福祉協議会相談支援員、厚生労働省職員がシンポジウムのパネリストとして登壇し、発表を行いました。

（鳥羽市観光協会）

全国的にも旅館自体が減っている。減少理由は倒産が多いものの、人手不足による廃業という理由も意外と多い。勤務形態が不規則（朝と夕方、休日出勤など）なことが敬遠される理由となっている。しかしながら、旅館には職員寮が併設されている場合が多く、「衣・食・住」の問題を同時に1カ所で対応することが可能である。また、客室清掃、調理場、接客等の業務の切り出しや、本人の特性に応じた業務に特化するなど、生活困窮者の就労や就労体験等の受け皿となる土壌が整っているため、今後も積極的に受入れていきたい。また、旅館業は昔から課題や困難を抱えてきた人たちを雇ってきたという経緯があるので、生活困窮者を雇い入れることに抵抗感はない。しかも、相談支援機関が継続して支援してくれるとなれば大変心強い。

（民生委員）

生活困窮者自立支援制度ができる以前は、地域で困っている人がいてもどこに相談したらよいか困っていたが、この制度ができて本当に助かっている。これからは、ひだまり（※）と連携して、地域の支え手として役割を果たしていきたい。

※ひだまり：自立相談支援機関が入る建物の名称

（感想）

講演会のタイトルに「生活困窮者」という言葉をあえて入れず、「くらし・おかね・ふくし」（さらに言うと「観光」）と一見すると関連性のない言葉が並んでいましたが、実はそれらはバラバラではなく、生活困窮者自立支援制度を切り口に、全て関連しているということを分かりやすく説明するものとなっていました。当日は、市民、民生委員、介護事業者、県や市の近隣自治体、近隣社協、旅館組合（加盟事業者）、地元銀行等100名を超える参加があり、市全体での困窮者支援の内容の充実と地域づくりに寄与していくものと確信しました。



市民向け講演会（シンポジウム）

【その3】 生活困窮状態から現在は旅館にて就労中の方（70代男性）のお話

鳥羽市で働いていたが、母の介護のため離職し帰郷。母を看取った後、鳥羽市に戻ってきたが、高齢を理由に就労できなかった。たまたま相談窓口の案内を市の広報紙で見つけ相談に至る。事業所を紹介してもらい、現在の旅館に住み込みで就職することができた。一人で求職活動をしもうまくいかず、家賃の支払いにも困り、所持金も減っていく時に、支援してもらえて本当に助かった。現在は、相談時に住んでいたアパートから寮に転居したので、余裕はないものの生活は安定している。ただ、現状では職を失った途端に、住居も失ってしまうため将来的にはアパート等を借りるなど、徐々に生活基盤を整えていきたい。

⇒今後の生活基盤を整備していくにあたり、家計相談等の支援をしていくことも可能なことを伝えると、是非相談にのって欲しいとの希望を示されました。

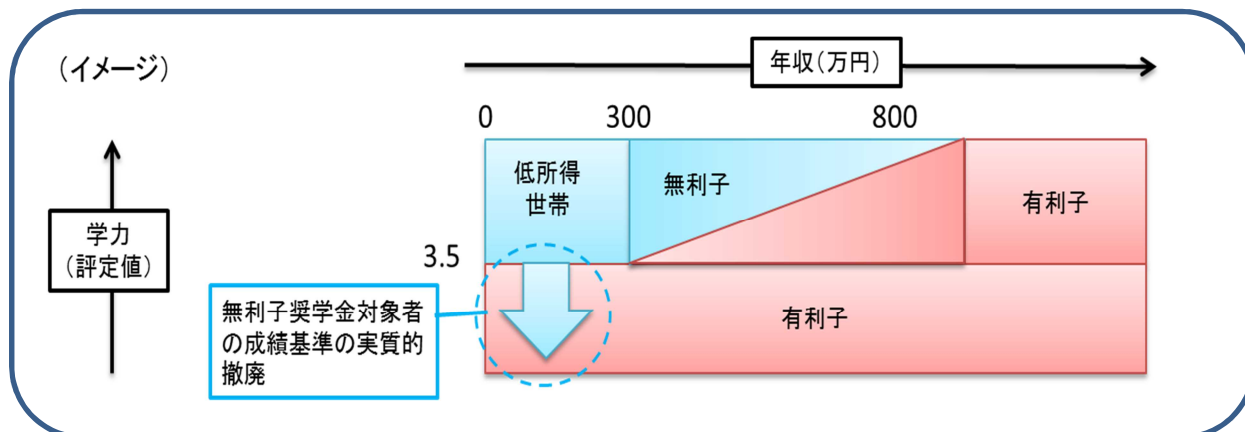
（感想）

直面する課題解決に向けた支援だけでなく、退職後に備えて、家計相談支援事業で将来に向けた貯蓄、公営住宅への入居等、継続的な支援や長期的な視点の必要性を感じました。特に単身高齢者に対する支援継続の必要性は各地に共通する課題とも思います。また、旅館の中の狭いコミュニティだけで生活が完結している（地域とのつながりがまったくない）ので、意識的に地域とつながる仕組み（居場所づくり等）の重要性を再認識しました。



無利子奨学金の制度拡充に伴う生活福祉資金（教育支援資金）の取扱い

今般、独立行政法人日本学生支援機構（以下、「日本学生支援機構」とする。）が実施する無利子奨学金について、平成２９年度進学者から低所得世帯の生徒に係る成績基準を実質的に撤廃し、必要とする全ての生徒が無利子奨学金を受給できるよう制度拡充が図られ、１０月２８日から募集がはじまりました。



○新たに無利子奨学金の対象となる者

◆成績基準：評定平均値 3.5 未満であって、学校から推薦された者

・推薦基準（学力及び資質）：特定の分野において特に優れた資質能力を有し、又は大学における学修に意欲があり、大学への進学後に特に優れた学習成績を修める見込みがある者

◆所得基準：住民税非課税世帯

（例：父母・子１人・・・年収約２２０万以下、父母・子２人（本人＋中学生）・・・年収約２７０万以下）

無利子奨学金の制度拡充に併せて、生活福祉資金（教育支援資金）の取扱いを次のとおり定め、各都道府県社会福祉協議会に周知していますので、相談者等に対する助言にあたっては留意して下さい。

- ① 教育支援費の貸付については、他制度利用を優先としていることから、無利子奨学金と重複する部分は当該奨学金の活用を優先する。
- ② 無利子奨学金の申請を行ったが、納入期限に間に合わないなどで決定までに時間を要する等、とりあえず当面の学費等の支払いが困難である場合には、先ずは教育支援費の貸付を行い、無利子奨学金が決定された後、教育支援費の貸付にかかる償還を行う。
- ③ 無利子奨学金の貸与月額以上に学費等の経費が必要な場合には、その差額についても教育支援の貸付を行うことは差し支えない。
- ④ 入学に際して必要となる経費（入学金等）については、日本学生支援機構の入学時特別贈与額貸与奨学金が有利子であることや教育支援資金の対象者が低所得者世帯であることから、他制度利用優先の原則にかかわらず、就学支度費（入学に際し必要な経費の貸付）の貸付を優先することとして差し支えない。

本号で紹介した資料等について

資料等の名称	主な内容等
自治体短信掲載自治体（自立相談支援機関）等の紹介 New !	
三重県鳥羽市	・鳥羽市社会福祉協議会（暮らし相談支援センターとば） http://www.toba-shakyo.or.jp/
生活困窮者自立支援制度支援状況調査の結果（平成 28 年 7・8 月分をホームページに掲載） New !	
生活困窮者自立支援制度支援状況調査の結果について	・厚生労働省ホームページ（生活困窮者自立支援制度 > 自治体担当者の方へ > 生活困窮者自立支援制度支援状況調査の結果について）に毎月の調査結果を掲載 http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000092189.html
平成 28 年度事業実施状況調査結果（調査結果をホームページに掲載） New !	
事業実施状況調査の結果について	・厚生労働省ホームページ（生活困窮者自立支援制度 > 自治体担当者の方へ）に平成 28 年度事業実施状況調査結果を掲載 http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12000000-Shakaiengokyoku-Shakai/0000139277.pdf
生活困窮者自立支援制度全国担当者会議（会議資料をホームページに掲載） New !	
会議資料	・厚生労働省ホームページ（生活困窮者自立支援制度 > 自治体担当者の方へ）に厚生労働省資料を掲載 http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000137292.html
生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会（第 1 回、第 2 回検討会資料をホームページに掲載） New !	
検討会資料	・厚生労働省ホームページ（審議会・研究会等>社会・援護局（社会）が実施する検討会等）に検討会資料を掲載 http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syakai.html?tid=382987

（編集後記） 今号で紹介しました三重県鳥羽市では、市民向けシンポジウムにて困窮者制度について説明する機会がありました。パネリストのFP（フィナンシャルプランナー）をはじめ、多くの方は困窮者制度の概要をご存じではありませんでした。困りごとや相談先がわからない時には、まず自立相談支援機関に相談してください。また、周囲で気になる方を見聞きした場合には、抱え込まずに相談先を案内してください。困窮者は情報にアクセスすること自体が困難な場合が多く、そうした意味からも顔の見える関係づくり（地域づくり）のきっかけにして欲しいことのみ、説明しました。身近な人にこの制度を知ってもらうことの大切さを感じ、早速家族に自分が携わるこの制度の説明をしてみました。理解してくれたかな。今後も各地の取り組みを紹介していきたいと思っています。是非、我が街の取り組みについてご紹介ください。 jiritsu-model@mhlw.go.jp（い）